

放課後児童クラブに関する実態調査結果

- 調査名 平成29年提案募集に係る実態調査
- 調査の趣旨 提案の実現に向けた放課後児童健全育成事業に関する実態把握
- 調査対象 全都道府県（47都道府県より回答）及び全市区町村（1741市区町村のうち、1670市区町村から回答（回答率 95.9%）
- 実施時期 平成29年7月
- 集計方法 各都道府県及び各市区町村の回答を集計し、明らかに記入誤りと考えられるものは、可能な限り確認し、修正を行った。

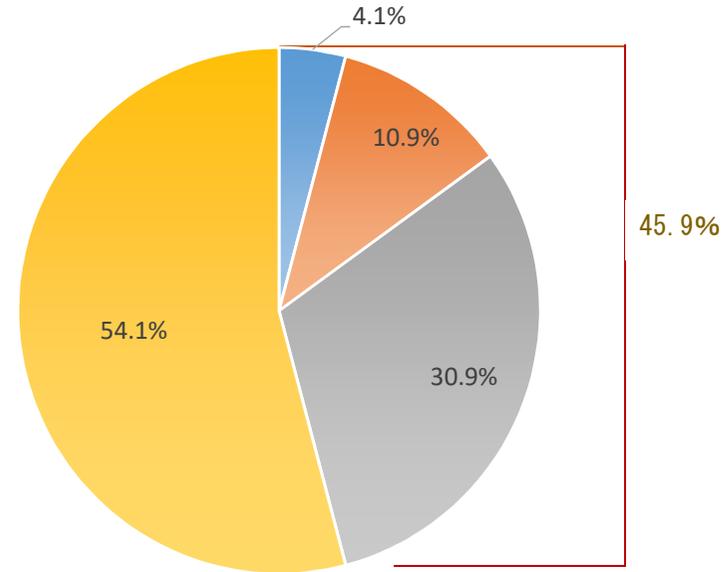
■放課後児童クラブの現状①

○45.9%の市区町村において、子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）の2年目においても既に放課後児童健全育成事業の量のニーズを満たせておらず、設置促進が急がれる。

□各市区町村の子ども・子育て支援事業計画で定めた放課後児童健全育成事業の需要量の見込みに対する確保実績（利用定員数）について

充足率	平成28年度	
	市区町村数	比率
0%以上～60%未満	65	4.1%
60%以上～80%未満	173	10.9%
80%以上～100%未満	490	30.9%
100%以上	858	54.1%
合計	1586	100.0%

} 45.9%



■ 0%以上～60%未満 ■ 60%以上～80%未満 ■ 80%以上～100%未満 ■ 100%以上

n = 1586

充足率：子ども・子育て支援事業計画に定める需要見込み量に対する確保実績（利用定員数）の割合

■放課後児童クラブの現状②

○62.5%の市区町村において、放課後児童支援員の不足等の理由で大規模な支援単位（46人以上）の放課後児童クラブが存在する。

■最大支援単位別の市区町村数

構成する児童の数	市区町村数	割合
1～9人	11	0.7%
10～19人	30	1.9%
20～35人	156	9.7%
36～45人	403	25.2%
46～55人	282	17.6%
56～70人	359	22.4%
71人以上	361	22.5%
合計	1,602	100.0%

n = 1602

【支援の単位】

- ・放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの。
- ・一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。
(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 第10条第4項)
(参酌すべき基準)

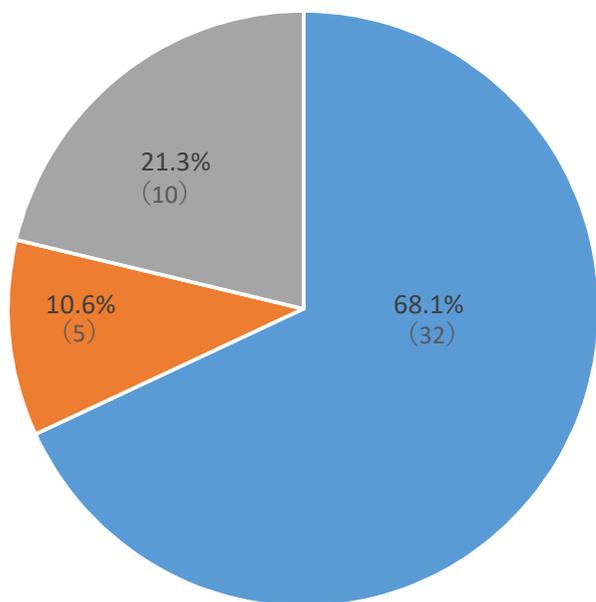
【最大支援単位】

- ・各市区町村の放課後児童クラブの支援単位のうち最大のもの

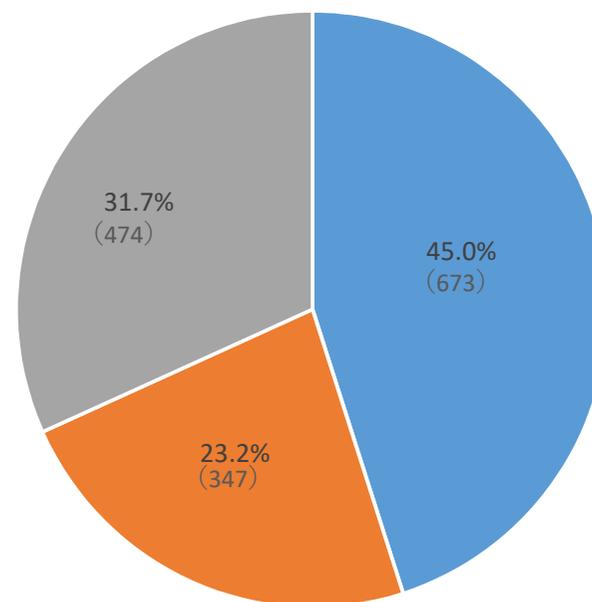
■待機児童解消の見通し

○68.1%の都道府県及び45.0%の市区町村が、国の目標である平成31年度末までに待機児童が解消されないと懸念し、対応に追われている。

都道府県 (N=47)



市区町村 (N=1494)



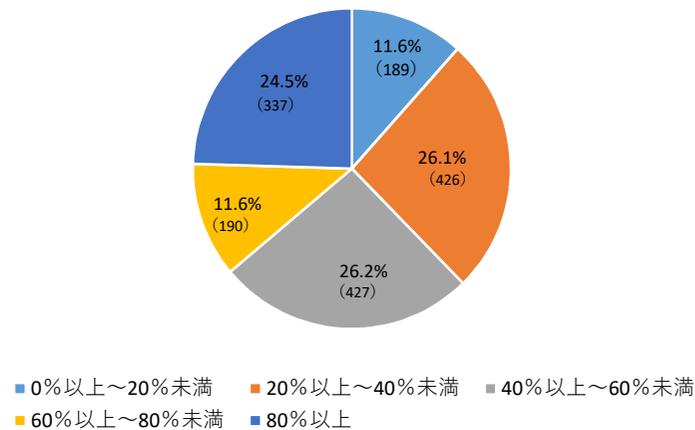
- 待機児童が解消されない懸念がある。
- 待機児童は解消される見込みである。
- どちらともいえない。

■放課後児童支援員の認定資格研修受講の現状

- 放課後児童支援員の認定資格研修については、5年の経過措置期間が残り3年を切っているにもかかわらず、研修受講率が4割に達していない市町村が37.7%も存在する。
- 現在の放課後児童支援員に平成31年度末までに認定資格研修の受講を急がせる一方で、新たに1万5,000人以上の放課後児童支援員を確保する必要がある。

□ 平成29年5月1日時点の認定資格研修を受講した者の割合

研修受講率別に見た市町村数 (N=1,632)



□ 子ども・子育て支援計画に沿って確保方を講じた場合、平成31年度末までに確保が必要な放課後児童支援員数

市区町村回答計	15,159人
---------	---------

平成28年5月1日時点の放課後児童支援員の数	83,471人
------------------------	---------

平成28年 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（厚生労働省 公表資料より）

■放課後児童支援員の認定資格研修の受講見通しと支障

- 経過措置の期限まで約2年を残した現時点で既に396市区町村（23.7%）が困難と判断（無資格となる支援員が多数発生する可能性）
- 都道府県によっては研修の実施頻度等に課題（47.2%の市区町村が研修の受講枠が少ないと回答）
- 放課後児童クラブの実態に照らし受講のハードルが高く、研修内容が一律に定められていることが課題（研修の実施日程が長い（21.5%）、代替職員の確保ができない（42.9%））

放課後児童支援員の認定資格研修の受講について、平成31年度末までの経過措置期間内の受講の見通し

選択肢	市区町村数	比率
① 経過措置の期限（平成31年度末）までに受講可能	606	36.3%
② 経過措置の期限（平成31年度末）までに全対象者に対する研修受講は困難	396	23.7%
③ 現時点では判断しがたい	644	38.6%
無回答	24	1.4%
合計	1,670	100.0%

理由

選択肢	市区町村数	比率
① 研修の受講枠が少ない。	187	47.2%
② 研修の実施場所が遠い。	76	19.2%
③ 研修の実施日程が長い。	85	21.5%
④ 人材不足のため、研修受講中の代替職員を確保せず、受講できない。	170	42.9%
⑤ その他（自由記載）	93	23.5%
無回答	1	0.3%

理由

※N=396（問9で②を選択した市区町村数）

選択肢	市区町村数	比率
① 放課後児童支援員の入れ替わりが多く、見通しを立てることが困難。	368	57.1%
② 放課後児童クラブの需要見込みを立てづらく、見通しを立てることが困難。	125	19.4%
③ その他（自由記載）	143	22.2%
・受講機会が少ない、受講枠の割り当てがある等	25	3.9%
・放課後児童クラブの増設に伴い、確保すべき支援員も増加するため。	12	1.9%
・公営（直営）ではないため、把握していない。	9	1.4%
・研修受講中の代替職員の確保が困難なため。	7	1.1%
無回答	8	1.2%

※N=644（問9で③を選択した市区町村数）

■放課後児童支援員以外の資格者、経験者等の活用について

○児童厚生員（37.8%）などの資格者や実務経験があり資質向上研修を受講した者（26.2%）、類似事業従事経験者（40.0%）については、放課後児童支援員の有資格者と同等のサービスを提供可能

現行の放課後児童支援員以外に、放課後児童支援員と同等程度のサービスを期待できる資格等について

	市区町村	
	回答自治体数	比率
①児童厚生員	632	37.8%
②児童厚生員以外の民間資格保有者 （地域の放課後児童クラブに関する民間団体が実施している資格、研修等）	111	6.6%
③放課後児童支援員等資質向上研修（スキルアップ研修、現任研修）受講者	437	26.2%
④放課後児童健全育成事業に類似する事業や児童福祉事業に2年以上従事した者 （実務経験があれば、認定資格研修不要）	668	40.0%
⑤他の資格は認めるべきではない。	54	3.2%
⑥他の資格を認めるべきかどうかわからない。	409	24.5%
⑦その他（自由記載）	93	5.6%
無回答	26	1.6%

※複数回答あり。比率は、全回答数（市区町村1670）に占める割合

■有資格者に対する認定資格研修の受講について

○教諭、保育士の有資格者についても、認定資格研修の受講を必要と考える市区町村は53.5%（893）

教諭、保育士等の有資格者にも認定資格研修の受講は必要か

	都道府県		市区町村	
	回答自治体数	比 率	回答自治体数	比 率
受講は必要と考える。	38	80.9%	893	53.5%
受講は不要と考える。	5	10.6%	481	28.8%
わからない。	4	8.5%	274	16.4%
無回答	0	0.0%	22	1.3%
合 計	47	100.0%	1670	100.0%

■放課後児童支援員の資格基準

○1140市区町村が資格基準を廃止又は参酌化すべきと回答
 ○資格基準について「従うべき基準」とし、中卒者を認めず、現行の基準の在り方を維持すべきと考える市区町村は6.6%のみ。

学歴要件の緩和と「従うべき基準」の存置について

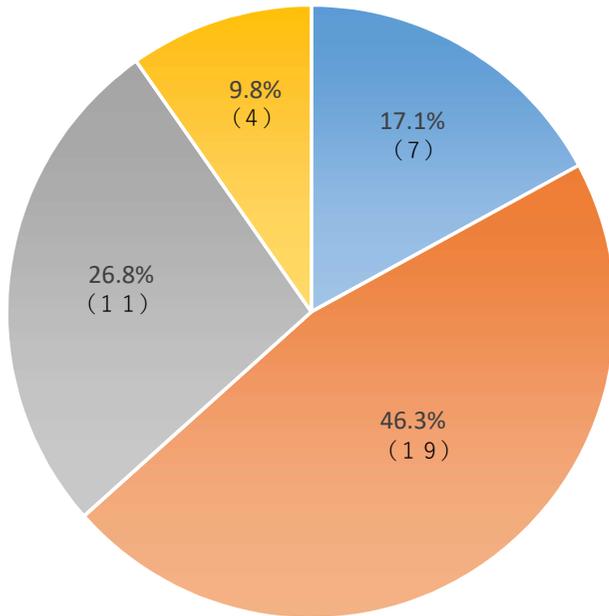
市区町村		放課後児童クラブの資格基準について									
		①廃止		②参酌基準化		③従うべき基準を存置		④その他		合計	
		回答 自治体数	比率	回答 自治体数	比率	回答 自治体数	比率	回答 自治体数	比率	回答 自治体数	比率
認定資格研修の受講資格を中卒者にも認めることについて	①認めるべき	77	4.6%	695	41.6%	183	11.0%	45	2.7%	1000	59.9%
	②現行基準のままで良い	6	0.4%	137	8.2%	110	6.6%	7	0.4%	260	15.6%
	③わからない・無回答	11	0.7%	214	12.8%	131	7.8%	54	3.2%	410	24.6%
合計		94	5.6%	1046	62.6%	424	25.4%	106	6.3%	1670	100.0%

■ 支援員 1 人でも可能か①

○ 支援員 1 人での運営について、小規模の支援単位（19 人以下）の児童クラブのみを有する市区町村は、6 割以上が可能と考えている。ただし、大規模の支援単位（46 人以上）の児童クラブを有する市区町村では、48.4%が必ず 2 人以上必要と考えており、地域の実情に応じて認識が異なる。

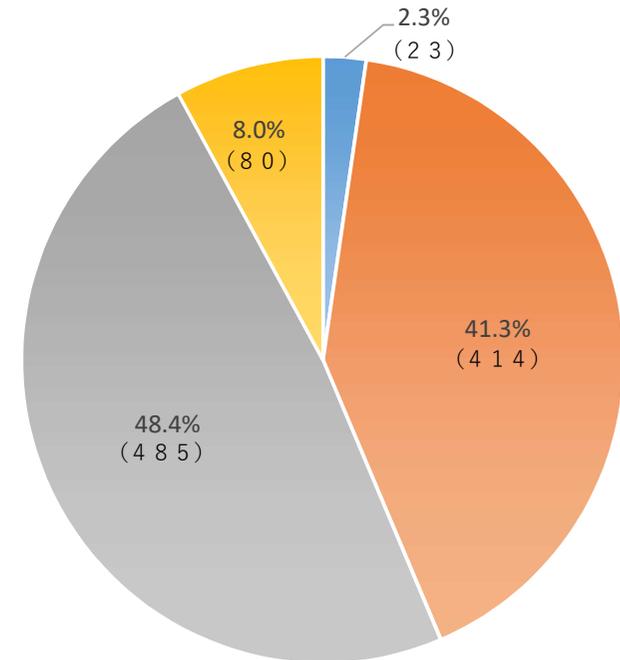
支援員 1 人での運営が可能と考える市区町村の割合（支援単位の規模別）

小規模の支援単位で放課後児童クラブを実施している市区町村（N=41）



最大の支援単位が19人以下の市区町村

大規模の支援単位で放課後児童クラブを実施している市区町村（N=1,002）



最大の支援単位が46人以上の市区町村

- 1 人でも可能だと思う。
- 放課後児童クラブの規模や運営上の配慮、時間帯等により、1 人でも可能だと思う。
- 可能だとは思わない。（必ず 2 人以上必要）
- どちらともいえない。

■支援員 1 人でも可能か②

○37.4%の市区町村は、児童が一定数以下の場合 1 人でも可能と考えている。加えて、近隣の施設等と緊急時の連携体制を確保すれば支援員 1 人でも対応可能と考える市区町村を合わせると58.2%に上る。

- ① 児童が一定数以下である場合等の規模に関する配慮
- ② 読書を行う等運営プログラムの工夫を行う等の配慮
- ③ 高学年だけの単位を作る等単位内の学齢の区分に関する配慮
- ④ 併設している小学校の教諭、児童館の児童厚生員等との連携等により、緊急時の対応体制を確保すること
- ⑤ その他（自由記載）

回答数の多かったもの（上位 10）

	選択肢	回答自治体数	比率
1	①のみ選択	242	37.4%
2	①・④のみ選択	120	18.5%
3	①・②・④を選択	62	9.6%
4	①・②のみ選択	58	9.0%
5	①・②・③を選択	47	7.3%
6	①・③・④を選択	35	5.4%
7	①・③のみ選択	33	5.1%
8	④のみ選択	15	2.3%
9	②・④のみ選択	8	1.2%
10	①・⑤のみ選択	5	0.8%
	その他	22	3.4%
	合計	647	100.0%

58.2%

※問15で②を選択した市区町村数：647

※①には、⑤その他のうち「10人以下のクラブは1人で可能」「18時以降は1人でも可能」等の回答を含む。また、④には、⑤その他のうち「同一の場所で2ヶ所以上の児童クラブを運営する場合」「公共施設内において指導員以外にも人員が待機している場所」等の回答を含む。

《 同一敷地又は近隣施設との連携による安全確保の例 》

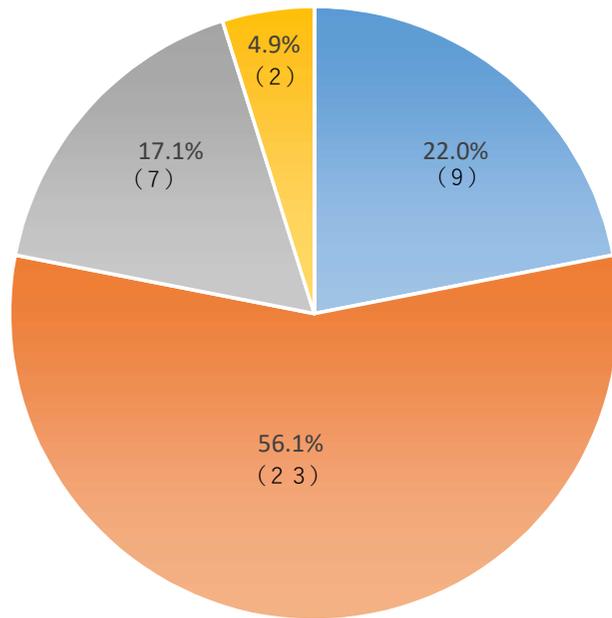
- ・ 併設している児童館等の児童厚生員との連携等
- ・ 一施設（クラブ）内に複数の支援の単位がある場合、相互協力が可能
- ・ 近接している放課後児童クラブと合同保育が可能である等の配慮
- ・ 認可保育所及び幼稚園内に併設されている場合
- ・ 公共施設内において、指導員以外にも人員が待機している場所

■従うべき基準の廃止・参酌化について

○小規模の支援単位で放課後児童クラブを実施している市区町村では、人員配置に係る「従うべき基準」を廃止又は参酌化すべきと回答した割合は約8割に上る。

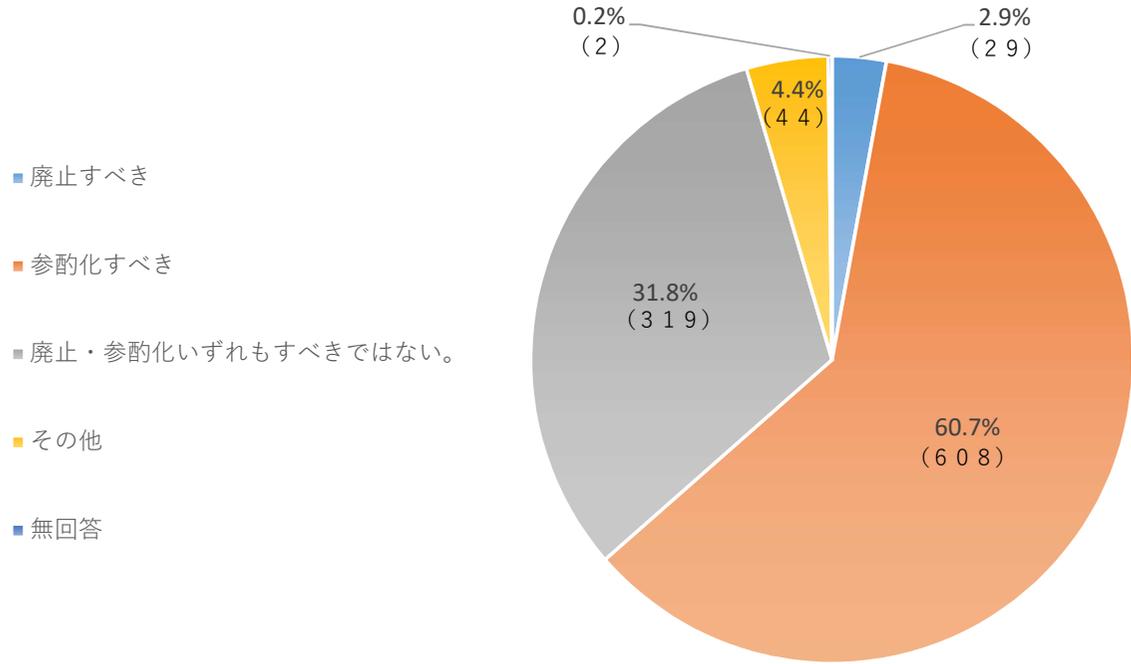
「従うべき基準」の廃止・参酌化を望む割合（支援単位の規模別）

小規模の支援単位で放課後児童クラブを実施している市区町村（N=41）



最大の支援単位が19人以下の市区町村

大規模の支援単位で放課後児童クラブを実施している市区町村（N=1,002）



最大の支援単位が46人以上の市区町村